

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月28日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

平成30年第2回東広島市議会に提案する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（建築）、美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（電気）及び美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（機械）の請負契約の締結議案に対する意見の申出について

3 臨時代理年月日

平成30年6月4日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条
各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招
集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該
事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員
会の会議に報告しなければならない。

議案第127号

請負契約の締結について

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

14億2,398万円

4 契約の相手方

広島市南区的場町一丁目1番21号

松井建設株式会社中国営業所

所長 田 村 英 昭

(提案理由)

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（建築）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第127号

請負契約の締結について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

建築一式工事

美術館

鉄筋コンクリート造り

4階建て

延べ面積 3,985.28平方メートル

(2) 契約金額

14億2,398万円

(3) 契約の相手方

広島市南区的場町一丁目1番21号

松井建設株式会社中国営業所

所長 田村英昭

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から平成31年10月15日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定によ

り議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第128号

請負契約の締結について

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（電気）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2億3,714万6,400円

4 契約の相手方

大和・国土技建特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区舟入南四丁目17番20号

大和電気工事株式会社広島営業所

所長 山 口 實

構 成 員 東広島市西条昭和町12番7号

国土技建株式会社

代表取締役 沖 田 巖

(提案理由)

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（電気）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第128号

請負契約の締結について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

（仮称）東広島市立美術館新築工事に係る電気設備工事一式（電灯設備、動力設備、受変電設備等）

(2) 契約金額

2億3,714万6,400円

(3) 契約の相手方

大和・国土技建特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区舟入南四丁目17番20号

大和電気工事株式会社広島営業所

所長 山口 實

構 成 員 東広島市西条昭和町12番7号

国土技建株式会社

代表取締役 沖 田 巖

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から平成31年10月15日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 9 号

請負契約の締結について

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（機械）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（機械）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

4 億 6, 4 4 0 万円

4 契約の相手方

ダイダン・三共冷熱特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区加古町 2 番 2 2 号

ダイダン株式会社中国支店

役員待遇支店長 森 田 明

構 成 員 福山市松浜町四丁目 2 番 2 2 号

株式会社三共冷熱

代表取締役 宮 本 大 輔

(提案理由)

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（機械）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第129号

請負契約の締結について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

美術館建設事業（仮称）東広島市立美術館新築工事（機械）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

（仮称）東広島市立美術館新築工事に係る機械設備工事一式（空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、消火設備等）

(2) 契約金額

4億6,440万円

(3) 契約の相手方

ダイダン・三共冷熱特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区加古町2番22号

ダイダン株式会社中国支店

役員待遇支店長 森 田 明

構 成 員 福山市松浜町四丁目2番22号

株式会社三共冷熱

代表取締役 宮 本 大 輔

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から平成31年10月15日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

西条中央公園と新美術館



新美術館 1Fロビーパース図

